

第1回 横浜市自殺対策計画策定検討会	
日 時	平成30年4月26日(木) 15時～17時
開催場所	横浜市研修センター604・605号室
出席者	稗田委員、南部委員、日野委員、山口委員、斎藤委員、長見委員、水谷委員 飯田委員、清水委員、花立委員、伊藤委員、嶋田委員、角田委員、金子委員 鈴木茂久委員、白川委員、本間委員、黒岩委員、三嶽委員
欠席者	鈴木康明委員、酒井委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議題	1 開会の挨拶 2 委員紹介 3 横浜市の自殺対策に関する計画の策定について 4 横浜市の自殺の現状について 5 意見交換
議事	<p>1 開会あいさつ(障害福祉部 本吉部長)</p> <p>2 委員紹介(各委員より自己紹介)</p> <p>3 横浜市の自殺対策に関する計画の策定について(事務局から説明) (質疑なし)</p> <p>4 横浜市の自殺の現状について(事務局から説明)</p> <p>(南部委員) 資料3について、自殺か他殺、あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等の訂正報告がない場合は自殺に計上されないという話だったが、自殺であっても死亡届に「病気」とした、といった話をきいたことがある。そういうことはあるのだろうか。 また、交通事故の中でも、実は自殺だった、という話も聞いたことがあるが、そういう場合も自殺にはあげられないだろうか。</p> <p>(事務局) 警察統計は、警察がご遺族の方に事情聴取等により自殺であるとしたものを計上している。人口動態統計は、検死された医師が書いており、「事故死のいずれか不明のときは、自殺以外で処理」となる。警察統計と人口動態統計の件数を突き合わせることはないので、検死の結果が警察統計と違いが出ることもあるかと思う。</p> <p>(稗田委員) 横浜市の若者の自死のことについては、より考えていかなければいけないということがよくわかった。その上で、30歳未満の方の自殺の要因が、勤務問題や学校の問題など、結構大きく括られている。この内訳は分かるか。</p> <p>(事務局) 統計原票では、勤務問題には仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れが、学校問題では、入試に関する悩みや、その他進路に関する悩み、教師との人間関係、いじめというようなものが項目として入っている。人数になると、別途計上が必要となるが、5人以下の数字が想定され、個人を特定できる情報に近づく可能性があるため、配慮が必要である。</p> <p>5 意見交換</p> <p>(事務局) 横浜市の現状について各種統計でご説明したが、それを踏まえ、今後の取組を本計画に盛り込んでいく。本日、ご参加の委員の方は、実際に様々な現場で自殺対策に取り組んでいらっしゃるからこそ、独自の取り組みについ</p>

てご紹介いただきたい、その上で意見交換をさせていただきたい。

本日も出席の委員（伊藤委員、斎藤委員、清水委員）に取組のご紹介をお願いしたい。最初に、横浜市の取組を紹介させていただく。

（事務局から資料を基に説明）

かいつまんでご説明した。あとで資料を読んで不明な点があれば、事務局へ問合せしてほしい。

次に、インターネットを活用した若者の自殺防止・予防を東京を中心に活動をされている NPO 法人 OVA の伊藤委員からご紹介をいただきたい。

（伊藤委員） 若者を対象に、メールやチャットなどを通じて相談を実施している。検索エンジンに、「死にたい」、「自殺の方法」、「自殺の名所」など、330 個ぐらいのキーワードをあらかじめ登録し、そうしたキーワードを検索した人が、相談ページに誘導され、メールなどで相談できるというような仕組みを作っている。これまで、メールやチャット通じて、700 名ぐらいの対面相談を受けている。

（斎藤委員） 自殺未遂者フォローアップ調査事業を実施している。近隣の総合病院と連携し、自殺未遂で救急に運ばれた方に病院側から意思確認し、支援の希望のある方にフォローアップするというもの。同意が得られない場合は支援対象とできない。

（清水委員） 自殺未遂により救命救急センターに搬送された患者について、法的な問題を抱えている場合に、司法書士が早期に出向いて対応する、ベッドサイド法律相談事業を実施している。

司法書士会としては、シンポジウム開催、対策会議への参加、他機関主催の学会・研修等への委員派遣、多職種による包括相談会・事例検討会・会員向け研修会の実施など平成 21 年度から毎年各種取り組みを行っている。

昨年度は、昨今の課題となっている、若年層の自殺問題をテーマとするシンポジウムを企画し、平成 30 年 2 月 15 日に開催した。

（事務局） 皆さんのほうから意見をいただいきたい。

（斎藤委員） OVA さんの活動は、すごいなというふうに思う。やはり若者の自殺が、国民の幸福感を毀損するというのは、確かにあるだろうと思う。そうした人たちを支える 1 つの方法になり得る事業だと思う。ぜひ、積極的にやっただくといいかなと思う。こういう活動があるということを全く知らなかった。どうぞ頑張ってください。予算の確保もできるとよいですね。

（飯田委員） 神奈川県弁護士会の取り組みについて、若干補足説明を。自死遺族ホットラインは、昨年 12 月まで 6 か月間試行した後、本実施とした。相談の実績は、これまでで 39 件を受けている。最近だと、4 月に 4 件。平均は月に 4 件程度。

その他の弁護士会の取組としては、年 3 回「暮らしとこころの相談会」を実施。いわゆるこころの悩みを抱えた人から、ワンストップサービスという形で、弁護士のほかに精神保健福祉士と臨床心理士の方に入ってもらって 3 人 1 組で相談を受けている。法律だけの相談も中にあるが、こころの悩みを抱えた方の相談がかなり多い、そうした方の相談に専門家がすぐ答えて

いただき、弁護士は法律問題に絞って相談を受けている。相談者にとっても、そこだけで法律問題からこころの問題の全てを相談できる。かなり定着してきており、相談者も大体予約はほぼいっぱいになっているという状況。

もう1つ、いわゆるゲートキーパーの養成に繋がるものだが、弁護士会の会員自身のメンタルヘルスのことも考えて、会員向けの勉強会でメンタルヘルス関連の講演を年に1回開催している。弁護士が抱える悩みを会場アンケートで講師に説明してもらうなども対応している。

この他、高齢者や若者の自殺をテーマに、講師を招いた勉強会を開催。他業種の方とケーススタディーも年1回実施しており、相談を受ける側のスキルアップを図るという取り組みを行っている。

(清水委員) 県計画の中に横浜市の計画が含まれている、という説明があった。県計画の検討会の中で、ある委員から、「県計画と同様な計画策定では仕方ないのではないか」というような意見もあり、どんな雰囲気・内容・体裁のものになるのか伺いたい。

検討すべき視点のところ、自殺企図の可能性の高い対象への実践的な予防対策とあったが、横浜市には18区あり、区の実情に応じた施策の検討の余地もあるかと思うがいかがか。

次に、「効果的な広報の充実」の部分で、2月に司法書士会で開催した「若者向け」のテーマによるシンポジウムの際、若者の自殺問題やその割合・状況をご存知ない方が結構いらっしゃることを実感した。私たちは「若年層の対策」と普通に話すが、世間は、まだまだその問題の所在自体を知らない方が多いのではと思った。

最後に、自殺対策強化月間の街頭キャンペーンに参加しているが、なかなか配付物を受け取ってもらえない。自殺予防に関するチラシ・ティッシュ以外に、手作りのグッズなどを同梱するなどの工夫をすると、気持ちが伝わるのか、取ってくれる人が少し多い気もした。その他、渡し方やアピールの工夫もしていくと、少しずつ効果が上がっていくのでは思った。アイデア勝負の世界だと思うので、そうした所へ意識を向けてもよいのではと思った。

(事務局) 県計画の関係ですが、国は、市町村の計画は都道府県計画を勘案して作る、という示し方をしている。県計画策定の際には、検討に市も参画しており、県全域を対象とした広範囲を対象とした計画になっている。その中で、市の計画では、実践的な計画のつくりをしていきたいと考えている。

基本的な考え方として、国の大綱が10年間で自殺死亡率を30%削減することを掲げており、横浜市の計画でもその目標を目指していく。アプローチの方法は、それぞれ自治体によって違うと思うが、横浜の自殺者の特徴は、若年層が高い水準であること、再企図をして亡くなる方が多いこと、40～50代の有職者の男性が多いことがある。この特徴を踏まえ、国の大綱が示す取組を実施しながら、全国平均よりも低い横浜市の自殺死亡率を下げるために、効果的な取組を実施していく必要があると考えている。そういう意味では、先ほどご紹介いただいた独自の取組などを参考にしながら、力を入れていく必要があるかなと、今の時点では考えている。

	<p>(清水委員) 県計画の策定会議のときも発言したが、県計画は、内容的には自殺対策全体を網羅されていて素晴らしいものだと思う。しかし、そうした情報も、これまでは自殺対策に専門に関わる方しか見ないといった傾向があるかと思う。また、そうした方たちも、最初は見て、その後あまり見ないというような状況があると思う。横浜市の計画は県計画の「活用ガイド的」な計画としていってもらえるとよいと思う。それ以外にも、県計画との繋がり、連動制を意識して検討してもらえるとよいのではないか。</p> <p>(日野委員) 本日の資料「横浜市の自殺の特徴」は、全国平均との比較が多かったかと思う。神奈川県が計画を検討する時点で、県が取り組む内容はある程度網羅されていると思う。それを踏まえると、県計画よりも、さらに横浜市として何が必要かという検討が必要となるが、その際、県の全体や、川崎、相模原など政令市と比べて、横浜市とどう違うか、という傾向もわかる良いと考える。</p> <p>(閉会)</p>
資料	<p><b>【配布資料】</b></p> <p>資料1 横浜市の自殺対策に関する計画の策定について</p> <p>資料2 横浜市自殺対策計画（仮称）骨子案</p> <p>資料3 横浜市の自殺の現状</p> <p>資料4－1 横浜市の主な取組</p> <p>資料4－2 平成30年度自殺対策事業</p> <p>資料5 横浜市自殺対策計画に向けた考え方の視点</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>参考1 自殺対策基本法</p> <p>参考2 自殺総合対策大綱</p> <p>参考3 かながわ自殺対策計画（概要版）</p> <p>参考4 地域自殺実態プロフィール</p> <p>参考5 平成29年度横浜市におけるICTを通じた自殺対策相談に係るニーズ調査報告書</p> <p>参考6 横浜市自殺対策計画策定検討会運営要綱</p> <p><b>【委員提供資料1】</b> NPO法人OVA 伊藤委員</p> <p><b>【委員提供資料2】</b> さいとうクリニック 斎藤委員</p> <p><b>【委員提供資料3】</b> 神奈川県司法書士会 清水委員</p>